

意匠登録出願の費用概算(手数料の消費税別) [平成12年 1月 1日現在]

1. 出願時の費用(仕事量、緊急性、共同出願等による割増加算あり)

意匠登録出願基本手数料	80,000	物品を表現するための図面・写真撮影によって、またその説明、特徴記載等の有無、出願の緊急性の要否等によって異なる(11~20万円程度) 対象物によって、物品の部分、組物の意匠(構成物品は別に定められている)として出願可能 対象物に類似するものは関連意匠として同時出願 出願前公知は新規性喪失例外規定の主張が必要 例..物品説明あるいは特徴記載があり、図面作成時間数が8時間の場合、計148,800円
電子化変換費用	2,600	
意匠/意匠に係る物品の説明	10,000	
特徴記載(加算)	10,000	
文字情報入力代(A4判/1頁)	3,800	
図面作成代(1時間)	3,300	
写真撮影代(1カット)	3,300	
新規性喪失の例外規定適用申請	21,000	
刊物以外	40,000	
出願印紙料	16,000	

2. 意見書・手続補正書提出の費用(拒絶理由通知時)

意見書作成提出費用	60,000	拒絶理由通知の内容によって異なる対応によって異なる(8~15万円程度) 意見書または手続補正書(図面訂正/物品説明の追加/本意匠・関連意匠相互間の補正)のみとすることもある 例..意見書、その頁数が4頁の場合、計83,400円
手続補正書作成提出費用	60,000	
電子化変換費用	8,200	
文字情報入力代(A4判/1頁)	3,800	
図面・写真作成代(1時間・カット)	3,300	
審査官等との面接または準備	35,000	

3. 登録査定時の費用(意匠登録成立時)

意匠登録事務成功(成功謝金)	65,000	査定通融時から30日以内に納付する 納付期限までに当所にお支払い願います 例..計100,500円
登録料納付手数料	10,000	
登録印紙料(1~3年目分)	25,500	

4. その他(注..文字情報入力代、電子化変換費用等の加算あり)

出願人名義変更届(印紙料..4,200)	23,000	4年目以降は、毎年、登録料を納付しなければ消滅する(各年分の印紙料は別紙参照) 登録日から15年で満了
住所・氏名・印鑑等の変更届(1件毎)	12,000	
年金取扱料(1件1年毎)(継続印紙料は別)	16,000	

5. 調査(公報複写代/1枚..100、外国公報は150、その他商用データベースの使用実費加算)

調査手数料(1時間当たり)	15,000	難易度によって異なる(7~10万円程度) 番号指定の公報・原簿類の取り寄せ..5,000 例..調査時間が4時間、公報枚数が80枚の場合、計68,000円
出願書類閲覧手数料	10,000	
出願書類閲覧・交付印紙料	600/800	
原簿謄本閲覧印紙料	900	

6. 審判・訴訟手続(注..文字情報入力代、図面作成代、電子化変換費用等の加算、謝金あり)

出願変更(特許あるいは実用新案登録出願からの)	出願と同額	
早期審査に関する書類の提出(先行技術調査費用は別)	135,000	審判審理時は75,000
拒絶査定に対する審判事件(印紙料..55,000)	190,000	審判・訴訟等に伴う中間処理手続...85,000
補正却下の決定に対する審判事件(印紙料..55,000)	120,000	
無効審判事件(印紙料..55,000)/無効答弁事件	400,000	鑑定(出願その他..書面/口頭) 4~50万円程度
判定請求事件(印紙料..40,000)	290,000	
審決取消訴訟事件	1,000,000	
侵害訴訟事件..輔佐人 (訴訟物の価額による)		権利侵害警告・実施契約 権談 10~20万円程度

上記の手続は、出願から登録されるまでの一般的な手続にしたがった場合の手数料等であります。

なお依頼者での解任・放棄・取下も謝金に対象になり、中途受任も新規受任と同額です。

これらの他に種々な手続がありますので、別にお問い合わせ下さい。